

令和元年 5月 8日

学生 各位

教 務 課

小樽商科大学履修方法等に関する規則第 7 条第 1 項  
第 2 号による履修取り消しについて

小樽商科大学履修方法等に関する規則第 7 条第 1 項第 2 号による、履修取り消しの方法等は次のとおりです。

**1. 履修取り消し可能な科目について**

取り消しできる科目は、研究指導を除く科目です。

**2. 手続き期間について**

取り消し手続き期間は次のとおりです。

- (1) 前期科目：6月 10日（月）～6月 14日（金）
- (2) 後期科目及び通年科目：11月 25日（月）～11月 29日（金）
- (3) 集中講義（実技を含む）及び夜間主夏学期科目：開講期間の中間時
- (4) (1)～(3) に該当しない科目：別途定める時期

**3. 手続き方法について**

履修取り消しを希望する学生は、指定された期間中に**学務情報システム（キャンパス・スクエア）の「履修取消」から申請**を行います。

**4. 注意事項**

**履修を取り消した科目の当該単位数分を後期に追加登録することはできません。**また、履修を取り消した後も、試験座席表や manaba から抜けることはありません。

履修取消をした科目については、学務情報システム（キャンパス・スクエア）の『履修取消』の画面で確認をすると、背景の色がピンク色になり、科目名の後に【取消】が表示されますので、必ずご自身で確認してください。

ご不明な点は、教務課学部教務係にお問い合わせください。